

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曾岬町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曾岬町長

公表日

令和8年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106及び107の項の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

（1）児童手当特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 別表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中42.125.141.161の項、第44条、第127条、第143条、第163条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中106.107.160の項、第108条、第109条、第162条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者はID・パスワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I -5評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	福祉健康課 福祉健康課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	福祉健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬 町大字西対海地251番地 0567-68-6104	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽 岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の 根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条 9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	1. 番号法第9条第1項及び別表81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(26の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(30の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(87の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中42.125.141.161の項、第44条、第127条、第143条、第163条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中106.107.160の項、第108条、第109条、第162条	事後	番号法等改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第44条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(74、75の項) ○別表第二省令 ・第40条			
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人の手を介在させる作業人員的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和7年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和7年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和8年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。